

# 地域版食育推進計画策定指針

## 1 地域版食育推進計画の趣旨

「食」は生きる上での基本であり、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むためには、県民一人ひとりの食に対する関心と理解を深め、健全な食生活の実践を促すことが必要である。

このことから、地域における食育推進活動を通じて、家庭における食育の推進と地域社会の活性化を図るため、地域版食育推進計画策定の促進を図る。

## 2 地域版食育推進計画の策定に関する基本的事項

### (1) 地域版食育推進計画

地域における健全な食生活の実践を図るため、地域の各種団体・機関等(町内会、公民館、女性団体、PTA等)が地域住民等に向けた食育に関する計画を地域版食育推進計画という。

こうした地域における自主的な食育の推進活動を促進するため、県が認定したいしかわ食育コーディネーター(以下「食育コーディネーター」とする。)は、地域の町内会などの各種団体が実施する地域版食育推進計画の立案の助言、指導、計画の策定・活動の支援を行う。

また、市町は、食育コーディネーターの活動を支援し、県は、市町を支援するとともに、地域版食育推進計画の認定並びに表彰を行う。

### (2) 地域版食育推進計画の目標

ア 地域版食育推進計画は次のことをねらいとしている。

- ① 食を通じた地域のつながりを深める。
- ② 家庭における食育につなげる。
- ③ 地域の郷土料理や食文化を継承する。
- ④ 地場産業の振興を図る。

イ 地域版食育推進計画の策定に当たっては、上記ア①～④のねらい(目的)のいずれかに当てはまる目標を独自に定める。

併せて、「第4次いしかわ食育推進計画」の目標項目から1項目以上を選択し、その向上に向けた取り組みを行うものとする。

### (3) 地域版食育推進計画の期間

計画の取組期間にあたっては、おおむね6か月以上とする。

### (4) 地域版食育推進計画の具体的な取組内容

次のアからウのいずれかの項目を含む計画を策定し、実践する。

- ア 地域を見つめ直す郷土色豊かな食育の実践
- イ 食生活の改善、生活習慣病予防の実践
- ウ 家庭における食育の実践と支援

### 3 地域版食育推進計画の認定に関する事項

#### (1) 申請

- ア 各種団体・機関等は、募集期間中に地域版食育推進計画書〔様式第1号〕を食育コーディネーターに提出する。
- イ 申請書を受理した食育コーディネーターは、市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は、市町へ申請された分と合わせて、県保健福祉センターへ提出する。
- ウ 県保健福祉センターは、県健康福祉部少子化対策監室（以下「県」とする。）が別に指定する期日までに管内から申請された地域版食育推進計画認定申請書を審査し、県まで提出する。
- エ 地域版食育推進計画の始期は、募集期間前であっても差し支えない。

#### (2) 募集期間

地域版食育推進計画の募集期間は、原則として、毎年、食育月間である6月から7月の2か月間とする。

#### (3) 認定証の交付

審査の結果、適切と認められた各種団体・機関等に、認定証（別紙1）を交付する。

#### (4) 新規発掘策定支援金

県は、地域版食育推進計画団体・機関等の認定後、担当の食育コーディネーターに対し、新規発掘策定支援金1団体20,000円、2年目は1団体10,000円を助成する。

#### (5) 変更届

認定団体・機関等は、地域版食育推進計画書〔様式第1号〕に記載の事項で、計画期間等に変更が生じた場合は、地域版食育推進計画変更届〔様式第2号〕を食育コーディネーターへ提出する。

食育コーディネーターは、市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は、県保健福祉センターを通じて、県に提出する。

#### (6) 実績の報告

認定団体・機関等は、計画期間終了までの毎年度末に、地域版食育推進計画実績報告書及び次年度の計画に係る変更届〔様式第3号〕、取組事例〔様式第4号〕及び子ども食育応援団の取組事例〔様式第5号〕（協力する子ども食育応援団がいる場合のみ）を食育コーディネーターへ提出する。食育コーディネーターは、市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は、県保健福祉センターに提出するものとする。

県保健福祉センターは書類を審査し、管内分をとりまとめ、県に提出する。活動報告は、県ホームページ、食育取り組み展示会、各種会議などで紹介される。

### 4 子ども食育応援団の認定に関する事項

#### (1) 子ども食育応援団

地域版食育推進計画に基づく取組に協力する事業者等（生産や加工、流通及び調理など幅広い分野の事業者及び関係団体等）で、特に子どもに対する食育の推進に取り組む事業者等を子ども食育応援団という。

こうした事業者等の食育推進活動を促進するため、県は子ども食育応援団の認定を行う。

## (2) 認定の申請

- ア 事業者等は、募集期間中に地域版食育推進計画申請書と合わせて子ども食育応援団申請書〔様式第6号〕を食育コーディネーターに提出する。
- イ 申請書を受理した食育コーディネーターは、市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は、市町へ申請された分と合わせて、県保健福祉センターへ提出する。
- ウ 県保健福祉センターは、県が別に指定する期日までに管内から申請された子ども食育応援団申請書を審査し、県に提出する。
- エ 子ども食育応援団の始期は、募集期間前であっても差し支えない。また、複数の地域版食育推進計画を応援していても差し支えない。

## (3) 募集期間

子ども食育応援団の募集期間は、原則として、毎年、食育月間である6月から7月の2か月間とする。

## (4) 認定証の交付

審査の結果、適切と認められた事業者等に、認定証（別紙2）が交付され、また、その取り組みが県ホームページ、食育の取り組み展示会、各種会議等で紹介される。

## (5) 変更届

認定団体・機関等は、子ども食育応援団申請書〔様式第6号〕に記載の事項に変更が生じた場合、子ども食育応援団変更届〔様式第7号〕を食育コーディネーターに提出する。

食育コーディネーターは、市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は、県保健福祉センターを通じて、県に提出する。

## 5 いしかわ食育手伝い隊の登録に関する事項

### (1) いしかわ食育手伝い隊

地域住民等に向けた食育に取り組む各種団体・機関等が、野菜等の栽培や調理、食品加工など食育に関する体験等を行う事業者等（生産や加工、流通及び調理など幅広い分野の事業者及び関係団体等）の情報を容易に把握できるようにするため、当該の事業者等を、いしかわ食育手伝い隊として、県保健福祉センターに登録する。

登録内容については、県のホームページ、各種会議等で紹介され、各種団体等が地域版食育推進計画を策定する際等に活用することができる。

### (2) 登録申込書の提出

- ア 事業者等は、登録申込書〔様式第8号－1(団体)〕または〔第8号－2(個人)〕を食育コーディネーター、市町食育担当課、または、県保健福祉センターに提出する。
- イ 申請書を受理した食育コーディネーターは、市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は、市町へ申請された分と合わせて、県保健福祉センターへ提出する。

### (3) 募集期間

いしかわ食育手伝い隊の募集期間は、随時とする。

#### (4) 登録

- ア 登録申込書を受理した県保健福祉センターは、登録し、ホームページで紹介する。
- イ 登録内容等に変更のあった場合は、県保健福祉センターへ報告する。
- ウ 県保健福祉センターは、申請された食育手伝い隊の登録状況を随時、県へ報告する。

### 6 いしかわ食育コーディネーターに関する事項

#### (1) いしかわ食育コーディネーター

食育の多様な分野の知識を持つ「いしかわ食育コーディネーター(以下「食育コーディネーター」とする。)」は、草の根活動的に地域における食育推進をしていくため、知事の証明証を所持し活動を行う。

#### (2) 役割

- ア 地域の町内会などの各種団体・機関等が実施する地域版食育推進計画の立案の助言・指導、地域版食育推進計画の策定・活動の支援を行う。
- イ 地域版食育推進計画の支援者となるいしかわ食育手伝い隊の登録促進を行う。
- ウ 市町や県と連携して食育推進の活動を行う。
- エ 市町や県の行事等に協力する。

#### (3) 証明証の発行

食育コーディネーターは、1市町に1～3名程度とする。市町からいしかわ食育コーディネーター推薦書[様式第9号]が提出された者に、県は、知事の証明証[様式第10号]を発行し、毎年ボランティア活動保険に加入する。証明証の有効期限は、第4次いしかわ食育推進計画の期間(R4～8年度)とする。有効期限内に退任する場合は、いしかわ食育コーディネーター退任願[様式第12号]を市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は、県保健福祉センターを通じて、県に提出する。

#### (4) 活動報告書と活動費

食育コーディネーターは、毎年2月末日までに、年間の活動報告[様式第11号]を提出する。県は、活動報告を提出した食育コーディネーターに、活動費(電話代・交通費等)6,000円を年度末に支給する。

### 7 施行期日

- この指針は、平成19年7月27日から施行する。
- この指針は、平成23年2月 7日から改正する。
- この指針は、平成24年5月 2日から改正する。
- この指針は、平成26年6月13日から改正する。
- この指針は、平成29年5月10日から改正する。
- この指針は、令和4年4月1日から改正する。
- この指針は、令和5年4月1日から改正する。